明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産二〇一〇～二〇五四）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二〇五五～二〇六二）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　四九

告示

○農林水産省告示第二千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　青森県南津軽郡大鰐町大字虹貝字中熊沢一三五の三〇・一三五の三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六三から六五まで、六七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字大子字槻沢一八五〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二五九〇の一三から二五九〇の一五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五九〇の二六、二五九〇の四五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村**葛**島五一三の六（次の図に示す部分に限る。）、五一二、五一三の二、五一四の二、一九四三、一九四四の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町七**久**保三〇一七の九四、三〇一七の九六、三〇一七の九七、三〇一七の五二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字湖南字権現沢日向一八一七の一、字沢山日向一八二二の一、一八二四の一、一八二四の四、一八三〇、一八三一、一八三三の一、一八三四の一から一八三四の三まで、一八三五の一、一八三五のイ、一八三五のハの一から一八三五のハの三まで、一八三六、一八三七、一八三八のイ、一八三八のロ、一八三九の一、一八三九のイ、一八四一、一八四四の一、一八四四の二、一八四五、一八四六の二、一八四六の三、一八四七、一八四九の一から一八四九の三まで、字狐塚一八四二の